

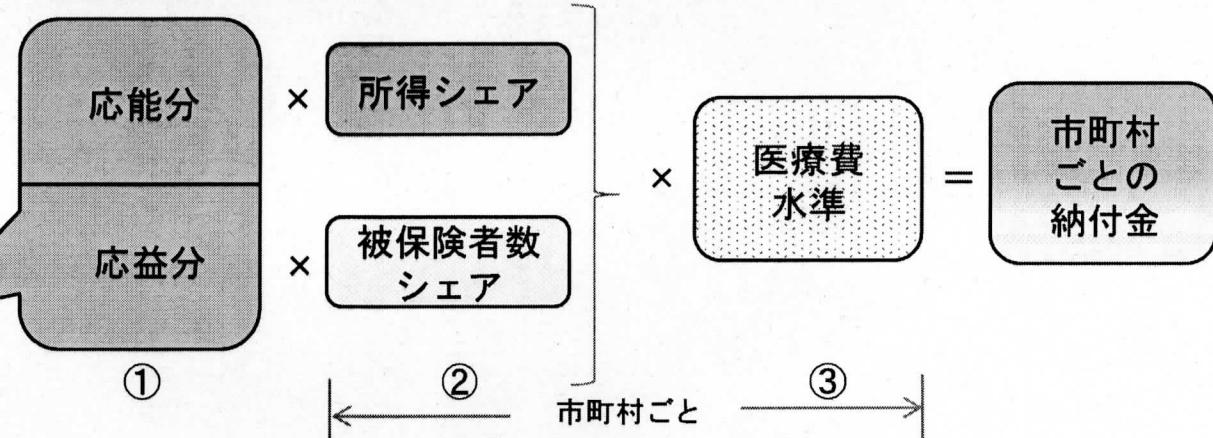
納付金算定のイメージ

市町村の納付金は、県で必要な納付金総額を県所得水準により応能分・応益分に按分した後、各市町村の所得シェア、被保険者数シェア、医療費水準を反映させることにより算定する。

<埼玉県全体>

(支出)	(収入)
保険給付費 (医療費等)	前期高齢者交付金
	公 費
県で必要な 納付金総額	

○算定式イメージ

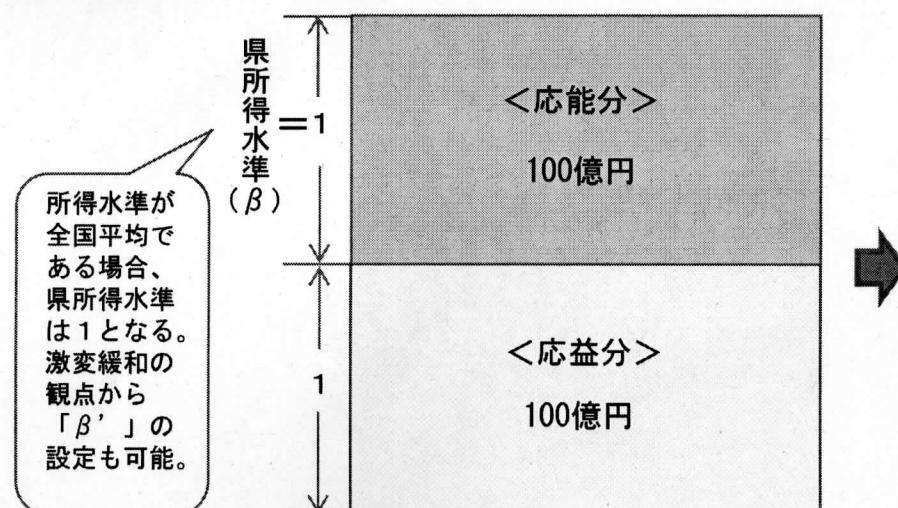


例

①応能分と応益分を「県所得水準(β) : 1」に按分する。

②応能分を所得シェア、応益分を被保険者数シェアで按分する。

③医療費水準を反映し、市町村ごとの納付金を算定する。



A市 40% 40億円	B市 40% 40億円	C町 村 20% 20億円
A市 30% 30億円	B市 40% 40億円	C町 村 30% 30億円

A市 医療費 水準 (平均以下) 35億円	B市 医療費 水準 (平均以上) 45億円	C町 村 医療費 水準 (平均) 20億円
A市 医療費 水準 (平均以下) 25億円	B市 医療費 水準 (平均以上) 45億円	C町 村 医療費 水準 (平均) 30億円